

北九州市景観アドバイザー制度利用について

制度概要

「北九州市景観アドバイザー制度」は良好で質の高い都市景観の形成を推進するため、建築物等の計画策定や事業実施に関して、景観に係る専門家の助言・指導を受ける制度です。

おおむね、毎月1回月末に景観アドバイザー協議を開催いたしますので、より良い都市景観の形成のため、民間事業等にも本制度をご活用下さい。

協議までの流れ

- ・ 事業者は、事前に相談案件の内容等を事務局へご相談下さい。
- ・ 協議日程調整等が終了後、協議書を作成下さい。様式及び記載例はHPよりダウンロードできます。
- ・ 協議書及び添付資料を作成（8部）し、協議実施の2週間前までに事務局へご提出下さい。（提出された協議書は、アドバイザー委員への協議資料として事前配布いたします。）
- ・ 協議当日は、景観アドバイザー委員と面談しアドバイスを受けていただきます。

添付資料について

- ・ 付近見取り図
- ・ 配置図
- ・ 平面図
- ・ 立面図（4面とも彩色を施し、各色彩のマンセル値を記入下さい）
- ・ 完成予想図（パース）
- ・ 現況写真
- ・ その他必要と認められるもの

協議当日に用意するもの

- ・ 外壁材や外壁塗装の色見本、外壁材等
- ・ タイルやインターロッキングの見本等
- ・ 外構のフェンス等のカタログ等

上記については、必須ではありませんがご用意いただくことにより、より具体的なアドバイスにつながります。また、場合によりボリューム模型等をお願いすることもあります。

より詳細な事項については、[パンフレット「景観アドバイザー制度活用のすすめ」](#)をご参照下さい。